

# 働き方改革「同一労働同一賃金」への 対応を踏まえた制度構築の実務

同一労働同一賃金に関する法改正は、大企業が令和2年4月から、中小企業が令和3年4月から施行され、企業において法施行への対応が必要となります。また、コロナ禍において、正規と非正規労働者の労務管理における取り扱いも注意が必要です。今回のセミナーでは、社会保険労務士として企業への助言を多数行っている講師が、企業で必要となる社内検討などの手順や留意点など具体的に解説いたします。

日時 令和2年12月11日（金） 14時～16時

場所 かながわ労働プラザ3階 多目的ホール

JR石川町駅北口（中華街口）から徒歩3分、裏面地図参照

講師 多田 智子 氏

特定社会保険労務士 多田国際社会保険労務士事務所 所長

大手製薬会社に勤務後、平成14年8月現事務所設立、平成18年3月法政大学大学院イノベーションマネジメント専攻にてMBA取得、修士論文が優秀賞を受賞、平成23年海外進出企業労務コンサルティング部開設、自社内にワークライフバランス研究所設置。近著に「最新 知りたいことがパッとわかる 給与計算の事務手続き・届け出ができる本」ほか多数

受講料 無料

定員 70人（申込先着順）

※ 天候や新型コロナウイルス感染症の状況等によりセミナーを中止または内容を変更する場合があります。

※ 感染防止のため、入室時にマスク着用、手指消毒等の感染症対策へのご協力をお願いいたします。

申込 電話、ファクシミリ（裏面の申込書）、ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/>

---

主催 神奈川県かながわ労働センター

〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階

電話：045（633）6110 内線2706 ファクシミリ：045（633）5401

# かながわ労働センター 管理企画課 行

(ファクシミリ 045-633-5401)

## 12月11日 労務管理セミナー申込書

事業所名	
部署名	
電話	
住所	〒
参加者氏名	(ふりがな)

※御記入いただいた個人情報は厳密に管理し、今回のセミナーに関してのみ使用します。

**定員に達し、御参加いただけない場合のみ、連絡いたします。**

